

時々海風が吹くスタジオ駐車場利用規約

駐車場のご利用に際しては、本規約および時々海風が吹くスタジオ利用規約(以下、スタジオ規約といいます。)をご確認のうえ、ご利用ください。本規約では、株式会社ネビュラエンタープライズ(以下、当社といいます。)の運営する「時々海風が吹くスタジオ」を当スタジオといいます。また、当社と契約のうえ当社駐車場を賃貸使用する個人(またはグループ)を駐車場利用者といいます。なお、当該契約では、複数人のご利用の場合でも、代表者様個人(または法人)とのご契約となります。利用者は、利用申し込みにより駐車場利用予約が発生した時点で、本規約に同意したものとみなします。なお、本規約で定めのない事項については、スタジオ規約に準じます。

1、駐車スペースの提供

当社駐車場は、当スタジオ利用時に駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。また、当社の承諾なく、駐車場において営業行為を行うことは禁止します。

2、免責

当社は、駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。当社は、駐車場利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐車場で発生した当社の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害について責任を負いません。

3、駐車時間

当社駐車場は当スタジオ利用時の駐車を目的とする駐車場ですから、駐車時間はスタジオ利用時間に準じます。スタジオ利用終了後は速やかに出庫してください。スタジオを2日以上継続して利用される場合でも日を跨いでの駐車はしないでください。但し、当社に事前に承認を受けた場合は、この限りではありません。

4、駐車することができる車両

(1) 当社駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

- ・車両全長 3.3m 以上 5.0m 以下
- ・車両全幅 1.4m 以上 1.9m 以下
- ・最高車両高 1.2m 以上 2.1m 以下
- ・最低地上高 15cm 以上
- ・車両総重量 2.5t 以下

(2) (1)の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

1. 最低地上高が 25cm を越える車両等。
2. オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
3. 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
4. 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置に

よる読取りが困難な車両。

5. 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。

6. 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。

7. 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。

8. 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。

9. 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(3) (1)(2)の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて判断するものとします。

(4) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りさせていただきます。

5、駐車料金の支払い及び支払い期日

(1) 駐車料金は別途定めます。

(2) 駐車料金は前払いとさせていただきます。契約期間に相当する料金を、申し込み日から起算して1週間以内、1週間以内に予約日に至る場合には予約日の前日までにお支払いください。

(3) 前項に記載する日までに駐車料金のお支払いがない場合には、申し込みをキャンセルしたものと扱われます。その場合のキャンセル料についてはスタジオ規約第7条の記載に従ってご負担いただきます。

(4) お支払い方法は、当社指定口座へのお振込み、またはクレジットカード払いからお選びください。

(5) 延長される場合は、延長分の料金を利用終了時にお支払いいただきます。

6、駐車方法

(1) 駐車場利用者は、管理者の指示にしたがい、示された駐車スペース内に駐車してください。指定の駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。

(2) 駐車場が利用中の場合等に駐車場内外で「入り待ち」をしないでください。

(3) 駐車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させてください。但し、当社が別途承諾する場合は、この限りではありません。

7、車両情報等の撮影

(1) 当社は、ビデオ・カメラ等により車両ナンバー、駐車場内およびその周辺（以下「車両情報等」という）を撮影し、駐車料金の管理、不正駐車や放置車両の対応等の当駐車場運営管理のために利用いたします。それ以外の目的には利用いたしません。当社が取得した車両情報等は、一定期間保管し、保存期間終了後は、すみやかに消去いたします。

(2) 以下の場合を除き、取得した車両情報等を第三者に提供しないものとします。

1. 第5条に基づく駐車料金の決済を行うためにスタジオ利用者へ提供する場合
2. 本人（駐車場利用者）の同意を得ている場合
3. 法令に基づく場合
4. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
5. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
6. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
7. 利用目的の達成に必要な範囲内において第三者へ委託する場合
8. 合併その他の事由による事業の継承に伴う場合

8、不正駐車

駐車場利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を駐車スペースへ駐車したとき、正規の駐車スペース以外の場所へ駐車したとき、並びに当社が不正な駐車方法と認めたとき、その駐車場利用者は、当社に対し、駐車料金のほか損害金として金5万円をお支払いいただきます。

9、放置車両の取扱い

- (1) 当社の駐車場利用者が、当社への届出を行うことなく24時間を超えて車両を駐車している場合、当社は、これらの駐車場利用者に対して、駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。
- (2) (1)の場合において、駐車場利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき又は当社の過失なくして駐車場利用者を確認することができないときは、当社は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、駐車場利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、又はその他事情のいかんを問わず何らの異議を申し立てないものとします。
- (3) (1)(2)の請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 当社は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 当社は、(1)の場合において、駐車場利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。
- (6) 当社は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(7) 当社は、所有者等が車両を引取ることを拒み、もしくは引取ることができず、又は当社の過失なくして所有者等を確認することができない場合であって、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から一定期間を経過した後、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

(8) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示するものとします。

(9) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。

10、駐車場利用者の賠償責任

(1) 駐車場利用者が、本規約に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害(その結果当社の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償していただきます。

(2) 当社は、第4条(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合には、移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

附則

2022年2月18日 制定・施行